



# みんなの暮らしを便利にする マイナンバーのお知らせ

VOL.4

## 1 「通知カード」を簡易書留で送ります

住民票の住所地に、マイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留で送ります。  
住民票の住所地と異なるところに住んでいる人は、受け取れない可能性があります。  
9月までに現在の住所地に住民票を異動してください。

## 2 やむを得ない理由があって、 住民票を異動できない人は手続きが必要です

やむを得ない理由で、住民票を異動しなかったり、住民票の住所地でマイナンバーを受け取れなかったりする人は、申請してください。

### ●「やむを得ない理由」とは

- ①東日本大震災の被災者で、住所地以外の居所に避難している人
- ②DV、ストーカー行為や児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所に移動している人
- ③長期間、医療機関・施設に入院・入所している一人暮らしの人

### ●申請方法について

専用の申請書を住民票のある市町村の窓口を持参または郵送してください。申請する人が1人に対し、申請書が

1枚必要です。住所地で通知カードを受け取ることができない理由を、必ず明記してください。申請が認められた場合、登録された居所に「マイナンバー」を通知します。

### ●申請期間…～9月25日㊤

●申請書…本庁市民課および各支所市民課で配布 \*または総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))でダウンロード可

●添付書類…①申請者の本人確認書類(顔写真) ②居所に居住していることを証明する書類(継続) ③代理人の代理権を証明する書類(顔写真) \*代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類(運転免許証など)も必要

●その他…15歳未満の人や法定代理人がいる人は、保護者や法定代理人が申請を行ってください

## 3 マイナンバー制度は、安全・安心の仕組みです

マイナンバー制度は、国民の意見を参考にして制度面とシステム面の両方から、個人情報の保護に努めています。マイナンバーは、安全・安心な制度です。

### ●制度面

- ①法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止します
- ②なりすましを防止するため、マイナンバーを収集する際に本人確認を義務付けています
- ③マイナンバーが適切に管理されているかどうかを、第三者機関の「特定個人情報保護委員会」が監視・監督します
- ④法律に違反した場合、従来に比べて罰則を強化しています

### ●システム面

- ①個人情報を分散して管理します。年金情報は年金事務所が、税の情報は税務署が分散して管理することで情報漏えいを防ぎます
- ②行政機関の間で情報をやりとりする場合、マイナンバーを直接使用しません
- ③システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します
- ④2017年1月から「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ・誰が・なぜ一提供したのかを把握できます。不正・不適切な照会・提供が行われていないかを、本人が確認できるようになります

# 国勢調査 2015

## インターネット回答は

いつでもどこでも、パソコン  
やスマホから回答できます



9月10日(木)  
～20日(日)

9月10日(木)～12日(土)  
インターネット回答用のIDを  
配布します

9月10日(木)～20日(日)  
インターネットから  
回答してください

## 調査票での回答は

インターネット回答がなかつた世帯に、調査票を配布



10月1日(木)  
～7日(水)

9月26日(土)～9月30日(水)  
各世帯を訪問して  
配布します

10月1日(木)～7日(水)  
調査票を提出してください

今の日本を知って、未来を描くための5年に一度の調査です。  
9月上旬から調査員が訪問します。  
調査への協力をお願いします。

問 本庁総務課 ☎内 8735、8747 または各支所地域振興課

### 国勢調査は

「国勢調査」は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象にした国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年に一度実施。「統計法」に基づいて行われ、すべての世帯が回答することになっています。

国勢調査の結果は、福祉施策、生活環境整備や災害対策などの基礎データに。さまざまな分野で、私たちの暮らしに役立てられます。調査への協力をお願いします。

### 調査方法が変わります

従来、紙の調査票による回答を受け付けていましたが、今回からパソコンやス

スマートフォンなどによるインターネット回答ができるようになりました。10月1日現在の状況について回答してください。

### ●オンライン先行方式

紙の調査票配布に先行し、9月上旬から国勢調査員が各世帯を訪問します。訪問した際に「インターネット回答の利用案内」(ID、パスワード)を配布。そのIDで、パソコンやスマートフォンからのオンライン回答ができます。期間内は、24時間いつでも回答が可能。便利な制度を活用してください。

○回答期間：9月10日(木)～20日(日)

### ●紙の調査票による調査

オンライン回答がなかつ

### 調査する項目は

調査を行う項目は①氏名 ②男女の別 ③生年月日 ④世帯主との続柄 ⑤就業状況 ⑥従業地または通学地 ⑦住居の種類—など17項目です。

た世帯に、紙の調査票を配布します。調査票を記入したら、回収するために訪問する国勢調査員へ提出するか、郵送で提出してください。  
○提出期間：郵送で提出する場合、10月7日(水)に投函してください

### 国勢調査員は

国勢調査員は、総務大臣から任命を受けた非常勤の国家公務員です。写真入りの国勢調査員証と腕章を身につ

### 個人情報保護

統計法には、厳格な個人情報の保護が定められています。回答内容は、統計の目的以外に使用しません。

調査票は、国が厳重に管理します。集計完了後は、機密文書として処理。再生紙として生まれ変わります。また、インターネット回答についても、すべて暗号化されています。不正なアクセスを防ぐため、24時間監視します。

### 「かたり調査」に注意

国勢調査を装った「かたり調査」に注意してください。不審に思った場合は、上記へ問い合わせてください。

問い合わせ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル)  
☎0570・20・0178

平日9:30～17:30  
㊤㊦㊧と年末年始を除く  
\*通話料はおよそ60秒ごとに10円です

問い合わせ

詳しくはコールセンターへ  
☎0570・07・2015

8:00～21:00 / ㊤㊦㊧も利用可能  
\*通話料は固定電話の場合、全国一律で市内通話料金で利用できます